

# 学校いじめ防止基本方針

## (いじめの防止等のための基本的な方針)



神栖市立神栖第二中学校  
「平成26年2月12日策定」  
改訂 令和4年3月18日

## 目次

はじめに（根拠）	1
第1 いじめの防止対策の基本的な方向	1
1 目的	1
2 いじめ防止の基本理念	1
3 学校いじめ防止対策組織	2
4 いじめの定義	2
5 いじめの認知について	3
第2 いじめ防止対策の内容に関する事項	3
6 未然防止のための取組	3
(1) 授業、学級活動及び学校行事（魅力ある学校づくり）	3
(2) 道徳教育及び人権教育の充実	3
(3) 教育相談の個別相談	4
(4) インターネットや携帯電話を利用したいじめの未然防止	4
(5) いじめが生まれる背景と指導上の注意	4
7 早期発見のための取組	5
8 いじめに対する措置（早期対応に向けた取組）	7
(1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときの対応	7
(2) いじめられた生徒又はその保護者の支援	7
(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	8
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	8
(5) インターネット上のいじめへの対応	9
9 いじめの解消について	10
10 再発防止と継続的な支援について	10
11 重大事態への対処	10
(1) 重大事態の定義	10
(2) 重大事態の判断について	11
(3) 重大事態の発生報告	11
(4) 重大事態の調査の主体の判断	11
(5) 重大事態の調査に係る対応について	11
12 重大事態の再発防止策について	13
13 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し	13
14 その他	14
いじめ問題への対応マニュアル	15
いじめ対策委員会の活動計画	16

# 学校いじめ防止基本方針

神栖市立神栖第二中学校長 谷田川 浩之

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、茨城県、神栖市、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）第13条の規程に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

神栖市立神栖第二中学校では、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

## 第1 いじめの防止対策の基本的な方向

### 1 目 的

生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

### 2 いじめ防止の基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、茨城県、神栖市、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

#### （いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（いじめ防止対策推進法 参照）

#### （学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（いじめ防止対策推進法 参照）

#### （保護者の責務等）

第9条

1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒等がいじめを行うことのないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する生徒等がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（いじめ防止対策推進法 参照）

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、「学校いじめ基本方針」に基づいて、いじめ防止、早期発見、早期対応に向けての教育活動を充実させる。

### 3 学校いじめ防止対策組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭その他校長が必要と認める者により構成する「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」を置く。(いじめ防止対策推進法第22条より)

本組織が中核となり、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置について実効的・組織的な対応を行う。

- (1) 名称 神栖第二中学校いじめ防止対策委員会  
(2) 構成員 校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、保健主事、その他校長が必要と認める者  
(3) 事務局 教頭、生徒指導主事  
(4) 連携組織 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員 PTA本部役員会  
(5) 役割 本組織は、具体的に以下の措置における中核としての役割を果たす。  
① 学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正  
② 学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等に係る校内研修の企画や実施  
③ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し  
④ いじめの相談・通報の窓口  
⑤ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録共有  
⑥ いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施  
⑦ 重大事態発生時には、神栖市教育委員会等関係機関と連携して対応

### 4 いじめの定義

#### (定義)

**第2条** この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 参照)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

## 5 いじめの認知について

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って、上記の「いじめの定義」と以下の4つの要件について検証し、積極的に認知する。

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈しないように努める。

本人がいじめられていることを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断において、いじめられた生徒の主觀を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対して法の趣旨を踏まえた適切な指導、対応等を行う。

好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処を行う場合もある。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」へ情報共有する。

## 第2 いじめ防止対策の内容に関する事項

### 6 未然防止のための取組

#### (1) 授業、学級活動及び学校行事（魅力ある学校づくり）

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校・学級づくり、絆づくり：人間関係形成能力の育成）に努める。全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ② わかりやすい授業を行う。授業や行事の中で、どの生徒も落ち着ける、生徒が主役となり活躍できる場を設定する。規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。（「規律」・「学力」・「自己有用感」の育成）
- ③ いじめ撲滅キャンペーンやいじめ撲滅フォーラムの実施、スローガンの作成、特別活動や学校行事などの異学年交流の活動を通して、いじめのない優しさのある社会をつくるという意識を醸成していく。

#### (2) 道徳教育及び人権教育の充実

- ① 生徒が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
- ③ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実
  - ・読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む。
  - ・幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・自他の意見の相違があっても、互いを認め合えるようにする。
- ・自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ・生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、話し合うなどの取組を行う。
- ・発達段階に応じて、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

### (3) 教育相談と個別相談

- ① いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。  
日常的に複数の教師が、生徒の悩みに応じて相談ができる窓口をつくり、生徒が辛いときに「辛い」と言える人間関係を築く。
- ② 定期的に行う生徒との個別面談の際にも、生徒自身だけでなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用するなど教育相談体制を整える。

### (4) インターネットや携帯電話を利用したいじめの未然防止

- ① 情報社会に的確な判断ができない生徒を守り、危ない目にあわせない、危険回避能力を育てるために情報安全教育ができるように文科省「情報モラル指導モデルカリキュラム」等を活用した教員の研修を行う。
- ② 生徒及び保護者に対して、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を実施する。
  - ・保護者に理解・協力していただく内容
    - 生徒の携帯電話の利用実態
    - ネット上のいじめの実態
    - ネット上のいじめを予防するために家庭でできる取組
      - a ネットいじめの予防について家庭で子どもと話し合う
      - b 家庭での携帯電話・スマートフォン等の利用と、してはならないことに関するルールづくり
      - c フィルタリングの必要性
    - ネットいじめの早期発見・早期対応に向けた取組
  - ・神栖警察署の担当職員やメディア教育指導員等の関係機関を活用して生徒及び保護者を対象とした研修会の実施。
  - ・生徒や保護者へ文部科学省のパンフレット等を活用した、ネット上のいじめやトラブルの実態及び危険性、情報モラルについての啓発。

### (5) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりと人間関係づくりを進めていく。  
学級や学年等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、普段から言動と指導の在り方には細心の注意を払う。  
教職員は、「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言をしない。そのような認識は、いじめている生徒や周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。
- ② いじめの問題に関する研修会や職員会議において、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、全ての教職員の共通理解を図る。  
ア 生徒理解を大切にする。  
生徒の一面だけでなく、自分の心を押し殺していることもあるので内面も理解する。孤立感や自己肯定感の喪失による生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。いじめの加害者と同時に聴き取りを行うと被害生徒が沈黙すると考

え、個別に聴き取りを行う。その際に理不尽な決めつけをすることなく、生徒の心に寄り添いながら共感的に話を聞く。

いじめ被害者が加害者の指示で、問題行動を行うことや行動を共にしていることも考え、閉鎖集団の優位劣位の「いじめ関係性」の中での出来事ではないかと、被害者の人物像を把握し、調査・指導を行う。

イ 教員間の情報を共有する。

被害生徒が勇気をだして訴えた場合には、その情報を教員間で共有する。

ウ いじめの未然防止、いじめを助長したり、新たないじめを誘発させない体制をつくる。

担当教師はもとより、学年主任及び生徒指導主事、管理職が組織的に対応することで、学級経営や生徒指導の援助を行い、生徒全員を掌握し、生徒の自己指導能力の育成を図り、いじめの未然防止に取り組む。

エ いじめられている生徒が高校進学や家庭のことなど悩みを複合的にもっている場合もあることを考え、生徒が二重・三重に心理的負担を感じないようにする。

日常的に複数の教師が、生徒の悩みに応じて相談ができる窓口をつくる。

生徒が辛いときに「辛い」と言える人間関係を築く。

③ 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。

また、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

④ 海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

⑤ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員が正しい理解の促進を行い、学校として必要な対応について周知する。

また、性同一性障害に係る生徒に必要な支援は、当該生徒が有する違和感の強弱に応じ様々であり、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々の生徒の状況等に応じた支援を行う。

⑥ 転校生については、学校や生活の環境の変化から、学習や生活人間関係などの不安を抱くことを前提に、学級での居場所づくりや絆づくり、学習への不安が解消するように支援を行うとともに継続的な見守りをする。

特に、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒が転校してきた場合には、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

⑦ 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見によるいじめを防止するために、教職員は新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、指導を十分に行う。差別や偏見の基となる「不安」を解消するために、正しい情報を得ることや差別的な言動に同調しないことの大切さなどを指導する。

また、担任や養護教諭を中心として生徒の体調をきめ細かく観察しながら的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど心の健康問題にも適切に対応する。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## 7 早期発見のための取組

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくく形で行われることが多いことを認識する。

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を

見逃さないようにするとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

グループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので、日頃より生徒の動きを観察し、注意深く対応する。

ささいな兆候を見逃さず、「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく速やかに「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」に報告し、積極的に認知を行う。

生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、生徒からの相談に対しては、「事実」と「心情」を傾聴し、「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」に報告後、迅速に組織的な対応を行うことを徹底する。

① 困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のために、「SOSの出し方に関する教育」(年1回、7月)を実施する。

② アンケート

ア 生徒に対して、いじめの情報に関する項目が含まれる学校生活アンケート、もしくはいじめに特化したアンケートを月に1回以上行い、いじめの実態を把握する。

・学校生活アンケート(年2回、6・11月)

・いじめに特化したアンケート(毎月月末)

イ 全教職員が、気になる生徒のチェックリストを毎月1回作成し、孤立生徒や保健室へよく行く生徒などを調査し、実態を把握する。

ウ 保護者向けのアンケートを年1回行い、家庭において把握した生徒からのいじめの訴えや、保護者が見たり聞いたりした情報を把握する。

エ 楽しい学校生活を送るためのアンケート「Q-U」・よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート「Hyper Q-U」を年2回行い、いじめの発生・深刻化の予防やいじめを受けている生徒の発見に活用する。特に非承認群、侵害行為認知群、学級生活不満足群、要支援群の生徒については、学年間や「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、適切な対応を行う。

※ 上記のアンケートの原本等は5年間、結果を記録した文書等は5年間、学校にて保存する。

③ 教育相談

ア 年2回(7・11月)以上の定期的な教育相談を行い、いじめの実態の把握に努める。

イ ②のアンケート等で気になる回答については、必ず「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」に報告し、速やかに臨時の教育相談を行うなど適切に対応する。

ウ 生徒・保護者から訴えがある場合は、速やかに臨時の教育相談を行う。

エ 日頃の学校生活において生徒の言動に変化が見られる場合は、速やかに臨時の教育相談を行う。

④ 家庭学習ノートや連絡ノート、相談箱等に寄せられた訴えや情報から生徒の悩みやいじめに関する情報を把握する。

⑤ 保健室や相談室等で養護教諭やスクールカウンセラー等に相談ができる事を周知する。

⑥ 電話相談やSNS相談窓口について周知する。

○ いじめ・体罰解消サポートセンター(鹿行) 電話 0291-33-6317

(月～金 9:00～17:00)

「いじめなくそう！ネット目安箱」 [rokkouijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp](mailto:rokkouijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp)  
(茨城県いじめ・体罰解消サポートセンターのホームページから)

○ 子どもホットライン 電話 029-221-8181 (毎日24時間対応)

FAX 029-302-2166

Eメール [kodomo@edu.pref.ibaraki.jp](mailto:kodomo@edu.pref.ibaraki.jp)

(子どもホットラインで検索してホームページから)

○ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (なやみ言おう) (24時間)

(PHS、IP電話からはつながりません)

## 8 いじめに対する措置（早期対応に向けた取組）

### （いじめに対する措置）

- 第23条** 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の生徒等からの相談に応じる者及び生徒等の保護者は、生徒等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

（いじめ防止対策推進法 参照）

教職員がいじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」に報告し、速やかに組織的な対応を行う。

被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことなく主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の向上の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の理解を得て対応する。必要に応じて関係機関・専門機関と連携して対応する。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

#### （1）いじめを発見したり、通報を受けたりしたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ 相談を受けたり発見したりした教職員は一人で抱え込まず、その日のうちに「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」に報告する。  
(いつ・どこで・誰が・誰に・何をされた、されている)
- ④ 「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」は情報の共有を行った後、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。その後、対応を協議する。(いつまでに・誰が・何をするのか)
- ⑤ 校長は、事実確認の結果を神栖市教育委員会に報告する。
- ⑥ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、神栖警察署に迅速に相談又は通報し、適切に援助を求める。

#### （2）いじめられた生徒又はその保護者への支援

##### 【生徒への支援】

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「心情」を傾聴し、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」において情報共有を行い、「事実」と「心情」を区別して事実関係の確認を行い、組織的な対応方針を決定する。いじめの事実関係が確認できない場合でも、生徒の「心情」の支援策を検討する。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人々）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。（別室や保健室等での学習も認めれる。）
- ⑤ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得て、不安や悩みに対応する。
- ⑥ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、面談や連絡

ノート等を活用して定期的に相談できる場を設けるなど、折に触れる必要な支援を行う。

#### 【保護者との連携】

- ① 判明した事実関係や今後の対応方針等については、電話で簡単に対応することができないよう、家庭訪問等により遅滞なく丁寧に保護者に伝え、理解と協力を求める。家庭訪問は、内容確認等の漏れがないように複数で行う。  
※生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ② 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。また、対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝える。
- ③ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から子どもの様子等についての情報提供を受ける。
- ④ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ⑤ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにいじめはない」「お子さんに問題があるからいじめに遭う」などの誤った発言をしない。事実を調べ、いじめがあれば、生徒を必ず守る旨を伝える。

#### (3) いじめた生徒への指導又は保護者への助言

##### 【生徒への指導】

- ① いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ② 「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」において情報共有を行い、「事実」と「心情」を区別して事実関係の確認を行い、組織的な対応方針や再発を防止する措置等について決定する。
- ③ いじめた生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ④ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ⑤ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察等の連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
- ⑥ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ⑦ 継続して十分な注意を払い、面談や連絡ノート等を活用して定期的に相談できる場を設けたり、良さを認める場を設定したりするなど、折に触れる必要な支援を行う。

##### 【保護者への助言】

- ① いじめの事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、判明した事実に対する保護者の理解や納得を得る。学校の指導方針を示し学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。  
※ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ② いじめの事実関係が確認できない場合でも、聞き取りの経緯や内容、「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」の判断等について保護者に説明し、理解を得る。
- ③ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝える。
- ④ 保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることのないように十分留意する。
- ⑤ 保護者の不安や子育ての悩みについては、教職員が相談を聞くとともに必要に応じて心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）を紹介する。

#### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ② いじめの事実を告げることは、「チクリ」などどいうものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ③ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ 被害者の立場に立って考えさせ、言葉遣いや行動などを振り返り、学級や学年全体の問題として対応していく。

⑤ いじめは絶対許されない行為であり、いじめを起こさない、許さない集団づくりに向けた話し合いを行い、いじめを根絶しようという態度を行き渡らせる。

#### (5) インターネット上のいじめへの対応

- ① 情報モラル教育を年2回行う。(年2回 5・10月)
- ② 保護者への啓発活動として、インターネットの利用についての家庭での約束事や有害情報への対策のためのフィルタリングの導入、いじめの定義を確認した上で情報モラル、インターネット上の不適切な書き込み等を削除するための協力依頼等についての説明会を年2回行う。(年2回 4・2月)
- ③ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、被害者本人や保護者に削除の意思を確認し、「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議 報告書 学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集 教育委員会等向け(文部科学省 平成24年9月)〈資料編〉第2章 削除依頼等の対応の基本」を参考にしながら、削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は水戸地方法務局 鹿嶋支局(〒314-0032 鹿嶋市宮下5-20-4 電話:0299-83-6000)の協力を求める。
- ④ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに神栖警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 【インターネット上のいじめの危険性と具体的対応】

##### ① ネット上のいじめの特徴

- ア 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。  
イ インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため生徒が簡単に被害者にもなる。  
ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

##### ② ネット上のいじめに関係した危険性

- ア ネット上に悪口等の誹謗中傷、脅迫の書き込みによるいじめは、加害者を特定しにくい。また、警察に被害届を提出した場合に、加害者が生徒でも逮捕される可能性がある。  
イ ネット上に複数人が相手への悪口を書き込むのは、互いに加害者及び被害者になるために、保護者を含めて双方がいじめの被害者として訴えることが多く、事態の收拾及び解決が困難になる。  
ウ ネット上の掲示板等への書き込みが原因で、暴力事件等その他の問題が発生することがある。

エ 極めて深刻な状況や多数の生徒がかかわる事態の場合は、被害者と加害者及びそれぞれの保護者等の関係者は心理的に追い詰められる可能性がある。解消した後も長期間継続して観察をする必要がある。

##### ③ ネット上に悪口や誹謗・中傷、脅迫等の書き込まれた場合の早期対応の取組

- ア ネットに書き込まれた悪口や誹謗・中傷、脅迫等の内容を保護者と確認し、書き込みをプリントアウトする。  
イ 神栖市教育委員会及び神栖市警察署の指導・助言のもと、掲示板等の管理者に削除依頼を行う。削除されない場合は、プロバイダに削除依頼を行う。  
ウ プロバイダへの依頼で削除されないときは、法務局・地方法務局に相談をして、指導・助言をもらい再度、削除依頼を行う。

##### エ 削除後の学校としての対応

被害者及び保護者に心の傷が残るものと考え、心に寄り添った精神的なケアを十分に配慮して行う。

加害者が神栖二中の生徒である場合、人権を大切にする指導を重視する。

加害者の保護者が、子育てに関する悩みなど心理的負担を感じ追い詰められた状況になり、加害者を叱責することも考えられる場合は、保護者の悩みを聞くと共にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを紹介することも検討する。

## 9 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできないため、いじめが「解消している」状態として、少なくとも次の2つの要件を満たしている場合に、「いじめが解消している」と「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」が判断する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

### 【いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、神栖市教育委員会又は「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視して情報を「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」に報告し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### 【被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 10 再発防止と継続的な支援について

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態として、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを目的に、いじめに対する措置を行う。

## 11 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定 最終改定 平成29年3月14日）」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 平成29年3月）」、「不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省初等中等教育局 平成28年3月）」、「いじめの重大事態対応マニュアル（茨城県教育委員会 平成31年1月）」等により適切に対応する。

### (1) 重大事態の定義

#### ① 生命心身財産重大事態

##### 第28条第1項

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
（いじめ防止対策推進法）

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようなケースを想定し、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- 等

いじめの事案で被害生徒が転校した場合は、転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、「生命心身財産重大事態」に該当することが考えられ、適切に対応を行う。

## ② 不登校重大事態

### 第28条第1項

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法)

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、神栖市教育委員会又は「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」の判断により、迅速に調査に着手する。

#### (2) 重大事態の判断について

重大事態に該当する「疑い」がある事案については、神栖市教育委員会に報告・相談をして情報共有を図り、神栖市教育委員会又は「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」が慎重かつ丁寧に判断する。

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- 被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

生徒や保護者からの申立てでは、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

※ ここにいう「認める」とは「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではない。よって「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」又は神栖市教育委員会が、いじめがあったと確認したりいじめと重大被害の間の因果関係を肯定したりしていなくとも、「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」又は神栖市教育委員会が重大事態として捉える場合があり、調査した結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもあり得る。

#### (3) 重大事態の発生報告

「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）速やかに校長が神栖市教育委員会に第一報を入れ、委員会を通して市長に重大事態が発生した旨を報告する。

#### (4) 重大事態の調査の主体の判断

神栖市教育委員会が、重大事態の調査主体を、学校が主体となるか、神栖市教育委員会が主体となるか、又はどのような調査組織の構成にするかについて判断する。

#### (5) 重大事態の調査に係る対応について

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事態の再発防止が目的であることを認識する。

#### 【学校を調査主体とした場合】

神栖市教育委員会の指導・支援のもと以下のようないくつかの対応に当たる。

##### ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

校長のリーダーシップのもと、「神栖第二中学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることを検討する。客観的な事実認定を行うことができるよう、公平性・中立性を確保するように努める。

組織は、いじめ調査委員会とし、委員には校内職員以外のメンバーを入れる。  
2021年度はPTA会長、学校評議員、学校歯科医、地域の代表とする。

事案の特性やこれまでの経緯、いじめを受けた生徒又はその保護者が望む場合には、学校における調査（調査主体を神栖市教育委員会に置く場合も含む）に並行して、神栖市の調査を要望していることを神栖市教育委員会に伝える。この場合は、調査主体同士が密接に連携し、適切に役割分担を図れるようにする。

- ※ 調査の内容は、生徒指導主事または教頭がまとめる。調査資料は生徒への聞き取りのメモも含めて裁判等の資料になることもある。
- ※ 保護者・地域・プレス等の外部への窓口、副校長、教頭を窓口とする。

② 調査方針の説明等

- 調査実施前に、被害生徒・保護者に対して、以下の事項について説明する。
- ・調査の目的・目標
  - ・調査主体（組織の構成、人選）
  - ・調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
  - ・調査事項（いじめの事実関係、市教育委員会及び学校の対応等）
  - ・調査対象（聞き取り等をする生徒・教職員の範囲）
  - ・調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）
  - ・調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

③ 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。この際、被害生徒やいじめに係る情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、調査を実施する。

- ア いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査を行う。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。
- イ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ウ いじめられた生徒に対しては、自情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- エ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- オ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行っていく。

※ いじめを受けた生徒や保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗等の経過報告を行う。

④ 調査結果の提供・説明

- 神栖市の個人情報保護条例等に従って、情報提供及び説明を適切に実施する。
- ・事前に説明した方針に沿って、被害生徒・保護者に調査結果を説明する。  
市長に調査結果を報告する際、被害生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、調査結果の報告に添えることができることを説明する。
  - ・加害者側への情報提供に係る方針について、被害生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。

⑤ 調査結果の報告

- 調査結果及びその後の対応方針について、神栖市教育委員会を通じて市長に報告・説明を行う。

⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置

調査結果において認定された事実に基づき、共通理解の場を設定し、重大事態に至った状況の整理を行い、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の取組や対応について検証し、必要な具体策と再発防止策を講じる。

被害生徒への支援、加害生徒への指導等を継続的に行う。

## ⑦ 自殺の背景調査における配慮事項

- ア 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の合意のもと遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- イ 背景調査にあたり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ウ 在校生及びその保護者に対しても、全校集会や保護者説明会を設定し、できる限り配慮と説明を行う。
- エ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- オ 詳しい調査を行うにあたり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- カ 調査背景においては、自殺が起きた後の時間の経過に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- キ 情報発信、報道対応については、プライバシーへ配慮の上、正確で一貫した情報提供をする。
- ク 初期の段階で情報がないからといって、「トラブルや不適切な対応がなかった」と決めつけない。

## ⑧ その他

自殺した生徒がいじめがあったことをメッセージとして残したり、自殺未遂した生徒が自殺の理由としていじめがあったことを訴えたりする場合は、生徒及び保護者や遺族の心情に寄り添い、自殺又は自殺未遂した生徒からの「いじめがあったことで自殺した」という訴えの内容から「自殺といじめの関係が全くないとは言えないこと」「いじめ調査委員会で調査を行うこと」「自殺した生徒又は自殺未遂した生徒の心を今後も一番に大切にすること」などを保護者に伝える。また、自殺した生徒の保護者又は、自殺未遂した生徒の保護者に、調査内容等について了解を得ながら調査を進めていくことを伝えることで保護者と一緒に今後の対応ができる関係を大切にする。

自殺した事実を他の生徒や保護者に伝える方法、告別式式場や学校周辺での生徒への報道機関等からの取材への対応などについては、神栖市教育委員会及び神栖警察署（刑事課）などと連携をして、指導・助言を受けて判断をする。必要に応じて、警察署員の告別式式場への派遣を依頼する。

学校が通常通り、教育活動ができるようにするための学校再開に向けた取り組みは、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防： 第5章 不幸にして自殺が起きてしまったときの対応」（平成21年3月文部科学省）、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月文部科学省）を参考にする。

### 【市教育委員会を調査主体とした場合】

神栖市教育委員会の指示のもと、 資料の提出など、調査に協力する。

## 12 重大事態の再発防止策について

学校の設置者及び学校は、調査結果において認定された事実に基づき、共通理解の場を設定し、重大事態に至った状況の整理を行い、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の取組や対応について検証するとともに、必要な具体策について十分協議し、速やかに再発防止策を講じる。

## 13 いじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会の見直し

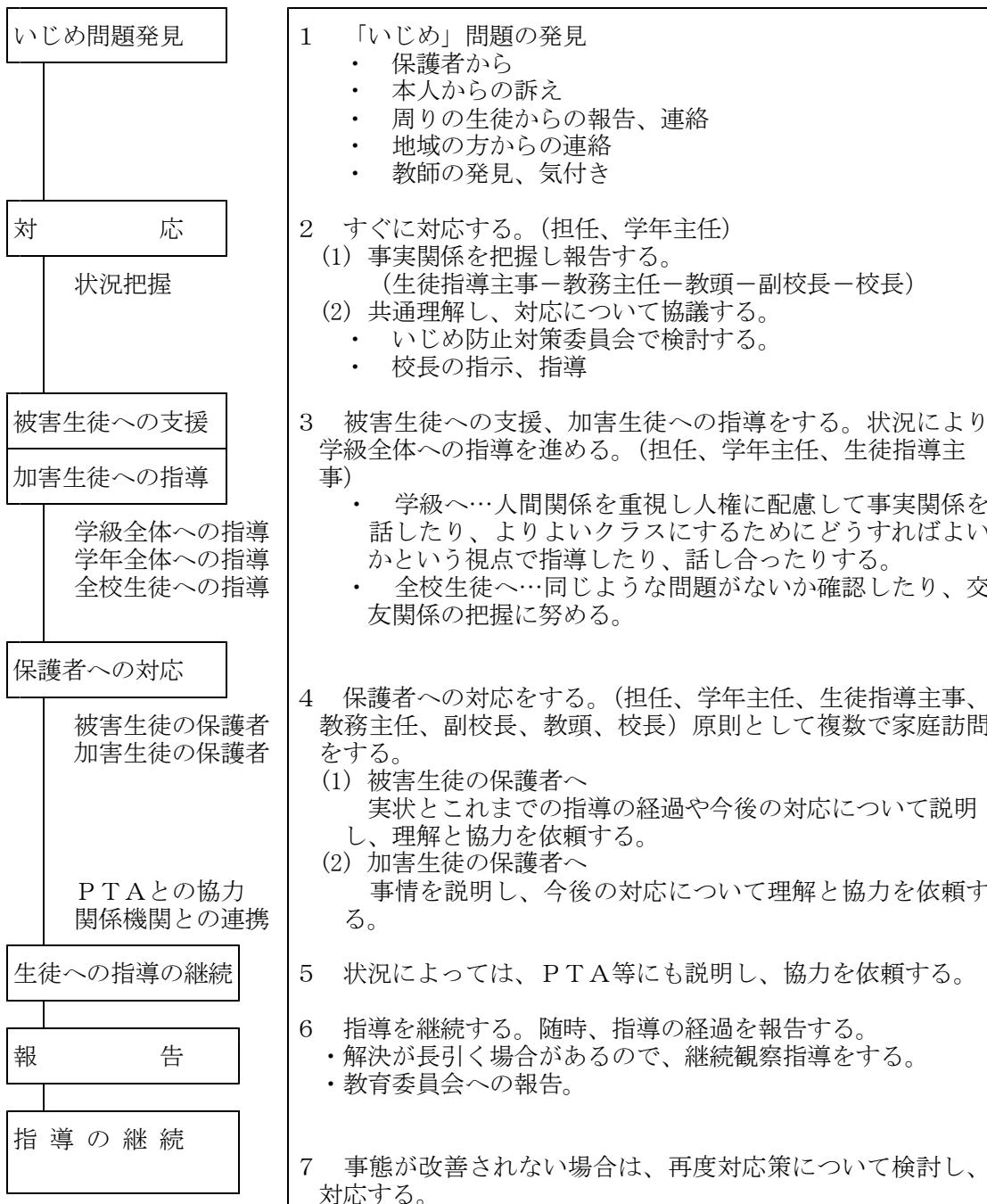
いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については隨時見直しを図る。

## 14 その他

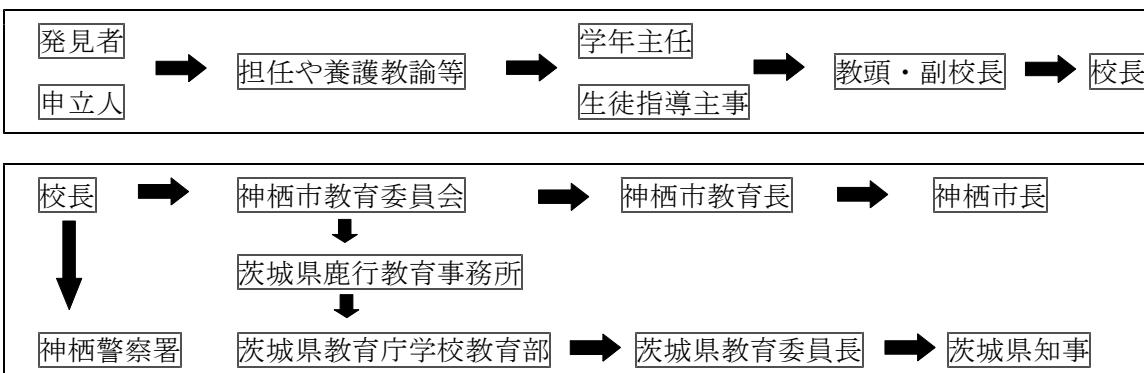
### (1) 関連法案等

- いじめ防止対策推進法（平25年6月28日公布）
- いじめ防止対策推進法（平29年4月1日附則施行）
- 文科省いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定平成29年3月14日）
- 茨城県いじめ防止基本方針（平26年3月）
- 茨城県いじめの根絶を目指す条例（令和2年4月1日施行）
- 神栖市いじめ防止基本方針（平26年9月30日）
- 文科省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）
- 文科省「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）
- 文科省いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）
- 文科省いじめ対策に係る事例集（平成30年9月）
- 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（平成20年11月）
- 茨城県いじめの重大事態対応マニュアル（平成31年1月）
- 取手市立中学校の生徒の自殺事案にかかる調査報告書（平成31年3月）
- 文科省通知「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について」（令和2年5月27日）
- 文科省「新型コロナウイルス感染症の予防」に関する指導資料（令和2年4月）
- 文科省「性同一性障害や性的指向、性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成27年4月30日）

# いじめ問題への対応マニュアル

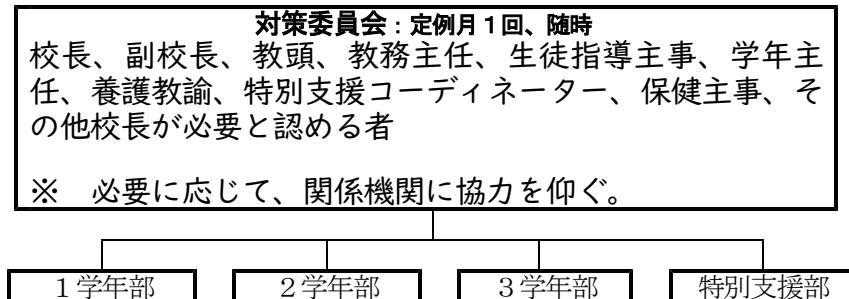


## 重大事態発生時の連絡体制



## 神栖市立神栖第二中学校 いじめ防止対策委員会

### 1 組織図



### 2 委員会の活動と計画

#### (1) いじめ防止対策委員会の活動目標

- ・ 毎週の生徒育成会議及び毎月の職員会議後を活動日とする。
- ・ 前年度までの活動を見直し、新たな取組も含めて対策委員会で諮りながら、より実効性の高い活動を行っていくこととする。

#### (2) いじめ防止対策のための年間活動計画

月　　日	主　な　活　動
4月　　8日（金） 28日（木）	○いじめ防止対策委員会を開催 今後の活動予定、今後の委員会のもち方について検討する。 ○職員用いじめ早期発見のためのチェックリスト実施 ○4月分生徒用いじめアンケート調査実施の確認  ○インターネット利用について保護者への啓発活動（P T A総会）
5月　　6日（金） 31日（火）	○情報モラル教育のための時間（学級活動の時間を利用） 学活の時間を利用し、情報モラルについての話し合い活動を行う。 「S N Sの書き込みによるいじめ」について考える。 ○いじめ防止対策委員会を開催 ○職員用いじめ早期発見のためのチェックリスト実施 ○5月分生徒用いじめアンケート調査の実施
6月　　3日（金） 30日（木）	○1学期生活アンケートの実施 ○いじめ防止対策委員会を開催 ○職員用いじめ早期発見のためのチェックリスト実施 ○6月分生徒用いじめアンケート調査の実施
7月　　15日（金） 21日（木）	○いじめ防止対策委員会を開催 ※夏季休業対策職員会議にて研修を実施 「夏休み中の生活について」の共通理解と、気になる生徒への支援方法の確認を行う。 ○S O Sの出し方の教育のための時間（学級活動の時間を利用） 学活の時間を利用し、S O Sの出し方、ストレスとの付き合い方について考える。 ○職員用いじめ早期発見のためのチェックリスト実施 ○7月分生徒用いじめアンケート調査の実施
8月	○校内研修の実施 ○Q—Uテストの分析と2学期の具体的方策の検討(学年毎)
9月　　2日（金） 30日（金）	○いじめ問題解消のための時間（学級活動の時間を利用） ○いじめ防止対策委員会を開催 ○職員用いじめ早期発見のためのチェックリスト実施 ○9月分生徒用いじめアンケート調査の実施

10月  7日（金） 31日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報モラル教育のための時間（学級活動の時間を利用）            学活の時間を利用し、情報モラルについての話し合い活動を行う。</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○第三者面談の実施</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会を開催</li> <li>○職員用いじめ早期発見のためのチェックリスト実施</li> <li>○10月分生徒用いじめアンケート調査の実施</li> </ul>
11月  4日（金） 30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ撲滅フォーラムの実施（文化祭にて）</li> <li>○いじめ撲滅キャンペーンの実施（強化月間）</li> <li>○2学期生活アンケートの実施</li> <li>○いじめ防止対策委員会を開催</li> <li>○職員用いじめ早期発見のためのチェックリスト実施</li> <li>○11月分生徒用いじめアンケート調査の実施</li> </ul>
12月  2日（金） 16日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会を開催</li> <li>○職員用いじめ早期発見のためのチェックリスト実施</li> <li>○12月分生徒用いじめアンケート調査の実施</li> <li>※冬季休業対策職員会議にて研修を実施            「冬休み中の生活について」の共通理解と、気になる生徒への支援方法の確認を行う。</li> <li>○Q-Uテストの分析と3学期の具体的方策の検討(学年毎)</li> <li>○いじめ防止基本方針の見直し（職員研修の時間を利用）</li> </ul>
1月  13日（金） 31日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会を開催</li> <li>○職員用いじめ早期発見のためのチェックリスト実施</li> <li>○1月分生徒用いじめアンケート調査の実施</li> </ul>
2月  3日（金） 28日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会を開催</li> <li>○職員用いじめ早期発見のためのチェックリスト実施</li> <li>○2月分生徒用いじめアンケート調査の実施</li> <li>○インターネット利用について保護者への啓発活動（新入生説明会）</li> </ul>
3月  3日（金） 20日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会を開催</li> <li>○職員用いじめ早期発見のためのチェックリスト実施</li> <li>○3月分生徒用いじめアンケート調査の実施</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>※学年末・学年始休業対策職員会議にて研修を実施            「春休み中の生活について」の共通理解と、気になる生徒への支援方法の確認を行う。次年度への引き継ぎも確実に実施する。</li> </ul>